

◎新潟県告示第675号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成29年5月26日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 名 称 北日本脳神経外科病院
- 2 所 在 地 五泉市太田440番地1
- 3 有効期間 平成29年7月9日から
平成32年7月8日まで